

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設 静岡市葵区東草深町3番18号

2 対象施設の概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階、地下1階建

用途 生涯学習センター、女性会館

敷地面積 4,276.13m²

建築面積 2,040.33m²

延床面積 7,753.48m² (内女性会館分3,876.84m²)

建築年月日 平成4年3月31日

3 業務内容

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下、「定期点検」という。）する。

定期点検の内容は、国土交通省告示第282号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第282号」という。）に定めるものとし、特殊建築物等定期点検業務基準2008年改訂版（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うものとする。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式建-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次に掲げる作業対象の区分に応じ、次に定める。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

・建築物

一級若しくは二級建築士の資格を有する者、特殊建築物等調査資格者又は甲の承認を受けた者。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、定期点検報告書（様式建－２）に下記の書類を添付し、速やかに甲に納入するものとする。

- ・点検結果表（様式建－３）
- ・点検記録表
- ・関係写真（様式建－５）＜点検判定用の写真を添付＞
- ・調査結果図（様式建－４）
- ・その他調査時に使用した資料（例：外装仕上げ調査時の調査表、防火戸の閉鎖時間の記録等）

9 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言を行わなければならない。

10 その他

- （１）点検時期は、令和６年度（令和３年度実施）とする。
- （２）告示第 282 号の調査項目の内、４建築物の内部、防火設備（28）昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 1 号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

業 務 工 程 表

1 委託業務の名称 ○○年度 第○○○○号
静岡市“施設名”特殊建築物定期点検業務委託

2 施 行 箇 所 静岡市○○区○○

3 履 行 期 間 着手 年 月 日
年 月 日

4 工 程 表

	○○年								
	○月			○月			○月		
事 前 調 査									
施設情報収集及び作図									
建築物点検									
机上及び書類作成									

上記のとおり施行したいので、工程表を提出します。

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住 所
受注者 名 称
氏 名

㊟

定期点検報告書

(第一面)

建築基準法第12条第2項の規定による定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

年 月 日

住所

受注者 名称

氏名

印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】

() 建築士
建築基準適合判定資格者
特殊建築物調査資格者

() 登録第
第
第

号
号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【へ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】

() 建築士
建築基準適合判定資格者
特殊建築物調査資格者

() 登録第
第
第

号
号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【へ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり (既存不適格)

指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】

有 (年 月に改善予定)

無

【ニ. その他特記事項】

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
その他() 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m^2

【ニ. 建築面積】 m^2

【ホ. 延べ面積】 m^2

【3. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】	(階)	(用途)	(床面積)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)
	(階)	()	(m^2)

【ロ. 用途別】

【4. 性能検証法等の適用】

耐火性能検証法 防火区画検証法
階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
 【ロ. 確認済証】 有 無
 交付番号 年 月 日 第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
 【ニ. 検査済証】 有 無
 交付番号 年 月 日 第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
 【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

点検等の概要

【1. 点検及び検査の状況】

- 【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 建築設備の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ニ. 昇降機等の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の外部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の内部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(避難施設等)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(その他)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【3. 石綿を添加した建築材料の状況】

(該当する室)

- 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) ()
無
 【ロ. 措置予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の状況】

- 【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外
 【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

- 【イ. 不具合等】 有 無
 【ロ. 不具合等の記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【6. 備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者及び点検者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者は委託者名、管理者は、その施設の長及び指定管理者名を記入し、管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格等について記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑦ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
- ⑧ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑩ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑪ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項、または点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、建築物の管理者に報告しその内容を記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、点検の必要がある用途等について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「へ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ニ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」及び「ニ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。

- ⑤ 2欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
 - ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
 - ⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。
5. 第四面関係
- ① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
 - ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
 - ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
 - ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
 - ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」マークを記入してください。
 - ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表

当該点検に 関与した点 検者	代表となる点検者	氏 名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点 検 項 目		点検結果			担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況			
(12)				乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況		
(13)				金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況		
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第9項に規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)			準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況							
(16)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況							
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(20)			準耐火性能等の確保の状況							
(21)			部材の劣化及び損傷の状況							
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(23)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況							
(24)		室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況							
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況							
(26)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況							
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況							
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況							
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況							
(30)			防火戸の開放方向							
(31)			本体と枠の劣化及び損傷の状況							
(32)			防火設備の閉鎖又は作動の状況							
(33)			閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況							
(34)			常時閉鎖の防火戸の固定の状況							
(35)			照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況					
(36)	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況									
(37)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況							
(38)			採光の妨げとなる物品の放置の状況							
(39)			換気のための開口部の面積の確保の状況							
(40)			換気設備の設置の状況							
(41)			換気設備の作動の状況							
(42)			換気の妨げとなる物品の放置の状況							
(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況							
(44)			吹付け石綿等の劣化の状況							
(45)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況							
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損							
5 避難施設等										
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況							
(2)	階段	廊下	幅員の確保の状況							
(3)			物品の放置の状況							
(4)			出入口	出入口の確保の状況						
(5)			物品の放置の状況							
(6)			屋上広場	屋上広場の確保の状況						
(7)			避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況						
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況							
(9)			物品の放置の状況							
(10)			避難器具の操作性の確保の状況							
(11)			階段	階段	直通階段の設置の状況					
(12)	幅員の確保の状況									
(13)	手すりの設置の状況									
(14)	物品の放置の状況									
(15)	階段各部の劣化及び損傷の状況									
(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況								
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況								
(18)	開放性の確保の状況									
(19)	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況								
(20)	付室の排煙設備の設置の状況									
(21)	付室の排煙設備の作動の状況									
(22)	付室の外気に向かって開くことができる窓の状況									
(23)	物品の放置の状況									
(24)	排煙設備等	防煙壁			防煙区画の設置の状況					
(25)					防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況					
(26)					可動式防煙垂れ壁の作動の状況					
(27)					排煙設備		排煙設備の設置の状況			
(28)							排煙設備の作動の状況			
(29)							自然排煙口の維持保全の状況			

様式 建-3

(30)	その	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況					
(31)	の		非常用の進入口等の維持保全の状況					
(32)	他	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況					
(33)	の		乗降ロビーの排煙設備の設置の状況					
(34)	設		乗降ロビーの排煙設備の作動の状況					
(35)	備		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(36)	等		物品の放置の状況					
(37)			非常用エレベーターの作動の状況					
(38)			非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)			非常用の照明装置の作動の状況					
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況					
6	その他							
(1)	等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(2)	特		膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)	殊	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(4)	な		上部構造の可動の状況					
(5)	構	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	造	煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)			令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)				付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7	上記以外の点検項目							
特記事項								
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月				

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 建-2 第一面3欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる点検項目について同表（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の点検項目」欄は、委託者が点検項目を追加したときに、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 配置図、各階平面図及び立面図を様式 建-4に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 建-5に従い添付してください。

* 上記別表は、平成20年3月10日国土交通省告示第282号中の表をいう。

点検結果図

番号	点検項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の点検項目

(注意)

① 配置図、各階平面図及び立面図を用いて、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ様式 建-4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務場所

静岡県葵生涯学習センター・女性会館複合施設 静岡市葵区東草深町3番18号

2 対象施設の概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階、地下1階建

用途 生涯学習センター、女性会館

敷地面積 4,276.13㎡ 建築面積 2,040.33㎡

延床面積 7,753.48㎡ (内女性会館分3,876.84㎡)

建築年月日 平成4年3月31日

3 業務内容

建築基準法第12条第4項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は「国土交通省住宅局建築指導課 監修」の2016年版 建築設備定期検査業務基準書「財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行」を参考とし、別紙に示すところによる。なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式 設-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備検査資格者又は甲の承認を受けた者が行なうものとする。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、速やかに甲に下記の報告書を納入するものとする。

- ・定期点検報告書(様式 設-2)
- ・点検計画(結果)図(様式 設-4)
- ・点検結果表(様式 設-3)(換気設備・排煙設備)
- ・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備)
- ・別添様式 関係写真(様式 設-5)
- ・別表1(様式 設-6)、別表2(様式 設-7)、別表3(様式 設-8-1、設-8-2、設-8-3)
- 別表4(様式 設-9)

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式により報告を行わなければならない。

業 務 工 程 表

- 1 委託業務の名称 ○○年度 第○○○○号
静岡市“施設名”建築設備定期点検業務委託

- 2 施 行 箇 所 静岡市○○区○○

- 3 履 行 期 間 着手 年 月 日
 年 月 日

- 4 工 程 表

	○○年								
	○月			○月			○月		
事 前 調 査									
施設情報収集及び作図									
建築設備点検									
机上及び書類作成									

上記のとおり施行したいので、工程表を提出します。

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住 所
受注者 名 称
氏 名

Ⓔ

定期点検報告書
建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）

（第一面）

建築基準法第12条第4項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

年 月 日

受注者	住所 名称 氏名
	印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 点検対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【4. 点検による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有（ 年 月に改善予定） 無
- 【ニ. その他特記事項】

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²
 【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

- 【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
 【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他 ()

【6. 換気設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法 適用なし
 【ロ. 特別避難階段の付室】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
 【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
 【ニ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
 【ホ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 (灯) 蛍光灯 (灯) 高輝度放電灯 (灯) 無
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
- 蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
- 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
- 蓄電池 (別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
- 無

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク (基 m²) 貯水タンク (基 m²)
その他 ()
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他 ()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【20. 備考】

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

様式 設-2

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者が氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格等について記入してください。点検者が第4条の20第3項第二号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

- ⑭ 5欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令29条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(換気設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等		点検結果		担当点検者番号	
			指摘なし	要是正 既存 不適格		
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）					
(1)	機械換気設備 機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機及び排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量			
(10)			各室の換気量			
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		空気調和設備の性能	各室内の温度			
(18)			各室内の相対湿度			
(19)			各室の浮遊粉じん量			
(20)			各室の一酸化炭素含有率			
(21)			各室の二酸化炭素含有率			
(22)			各室の気流			
2	換気設備を設けるべき調理室等					
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況				
(12)		給気機又は排気機の設置の状況				
(13)		機械換気設備の換気量				
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室					
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		防火区画の貫通措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4	上記以外の点検項目等					
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

：3年以内ごとに行う項目

(注意)


- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設一2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「検査に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)から(11)「居室等の機械換気設備の性能（中央管理方式の空気調和設備を含む）」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（様式 設一6）を添付してください。
- ⑫ 2(10)から(13)「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（様式 設一7）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設一5に従い添付してください。

* 上記別表第一は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果表
(排煙設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果		担当点検者番号
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第1項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等			
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況		
(2)		排煙風道との接続の状況		
(3)		煙排出口の設置の状況		
(4)		煙排出口の周囲の状況		
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況		
(6)	排煙機の性能	排煙機の開放と連動起動の状況		
(7)		作動の状況		
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況		
(9)		排煙機の排煙風量		
(10)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の位置		
(12)		排煙口の周囲の状況		
(13)		排煙口の取付けの状況		
(14)		手動開放装置の設置の状況		
(15)		手動開放装置操作方法の表示の状況		
(16)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況		
(17)		排煙口の開放の状況		
(18)		排煙口の排煙風量		
(19)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(20)		煙感知器による作動の状況		
(21)	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況		
(22)		排煙風道の取付けの状況		
(23)		排煙風道の材質		
(24)		防煙壁の貫通措置の状況		
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況		
(26)	防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況		
(27)		防火ダンパーの作動の状況		
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ		
(31)		防火区画の貫通措置の状況		
(32)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の性能	排煙口及び給気口の大きさ及び位置		
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況		
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況		
(35)		手動開放装置の設置の状況		
(36)		手動開放装置操作方法の表示の状況		
(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量		
(38)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(39)		煙感知器による作動の状況		
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況		
(41)		給気風道の材質		
(42)		給気風道の取付けの状況		
(43)		防煙壁の貫通措置の状況		
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	給気送風機の設置の状況		
(45)		給気風道との接続の状況		
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況		
(47)		作動の状況		
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況		
(49)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(50)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置		
(51)		吸込口の周囲の状況		
(52)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		

 : 3年以内ごとに行う項目

2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー						
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)	給気口	給気口の周囲の状況				
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)			排煙風道の取付けの状況			
(5)		排煙風道の材質				
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況			
(7)			給気口の取付けの状況			
(8)			給気口の手動開放装置の設置の状況			
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況			
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況			
(11)			給気口の開放の状況			
(12)		給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(13)			給気風道の取付けの状況			
(14)		給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況			
(16)			給気風道との接続の状況			
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況			
(18)			給気送風機の作動の状況			
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況			
(20)			中央管理室における制御及び状態の監視の状況			
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置			
(22)			吸込口の周囲の状況			
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速			
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置			
(26)			空気逃し口の周囲の状況			
(27)		空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況			
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置			
(30)			圧力調整装置の周囲の状況			
(31)			圧力調整装置の取付けの状況			
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況			
3 令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)		可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況			
(2)	手動降下装置による連動の状況					
(3)	煙感知器による連動の状況					
(4)	可動防煙壁の材質					
(5)	可動防煙壁の防煙区画					
(6)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
4 予備電源						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)			自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		
(14)		始動の状況				
(15)		運転の状況				
(16)		排気の状況				
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況			
(23)			Vベルト			
(24)			接地線の接続の状況			
(25)			絶縁抵抗			
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況			
(27)	運転の状況					

5	上記以外の点検項目等				
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-1）を添付してください。
- ⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-2）を添付してください。
- ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-3）を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5に従い添付してください。

* 上記別表第二は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した点検者		氏名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等		点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2)		予備電源の性能				
(3)	照度	照度の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)	充電器		充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置等の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			音、振動等の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7	上記以外の点検項目等					

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（様式 設-9）を添付してください。
- ⑪ 7「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5 に従い添付してください。


* 上記別表第三は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			担当点検者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	飲料用の配管設備及び排水設備				
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況			
(2)		配管の腐食及び漏水の状況			
(3)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況			
(4)		継手類の取付けの状況			
(5)		保温措置の状況			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況			
(7)		配管の支持金物			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			
(9)		止水弁の設置の状況			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			
2	飲料水の配管設備				
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況			
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			
(5)		給水ポンプの運転の状況			
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況			
(7)		給水タンク等の内部の状況			
(8)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
(11)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造			
3	排水設備				
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ			
(2)		排水槽の通気の状況			
(3)		排水漏れの状況			
(4)		排水ポンプの設置状況			
(5)		排水ポンプの運転状況			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			
(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況			
(9)		配管の標識等			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(11)		消毒装置			
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況		
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況		
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況		
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況		
(16)			雨水排水立て管の接続の状況		
(17)			排水の状況		
(18)			掃除口の取付けの状況		
(19)			雨水系統との接続の状況		
(20)			間接排水の状況		
(21)		通気管	通気開口部の状況		
(22)			通気管の状況		
4	上記以外の点検項目等				

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

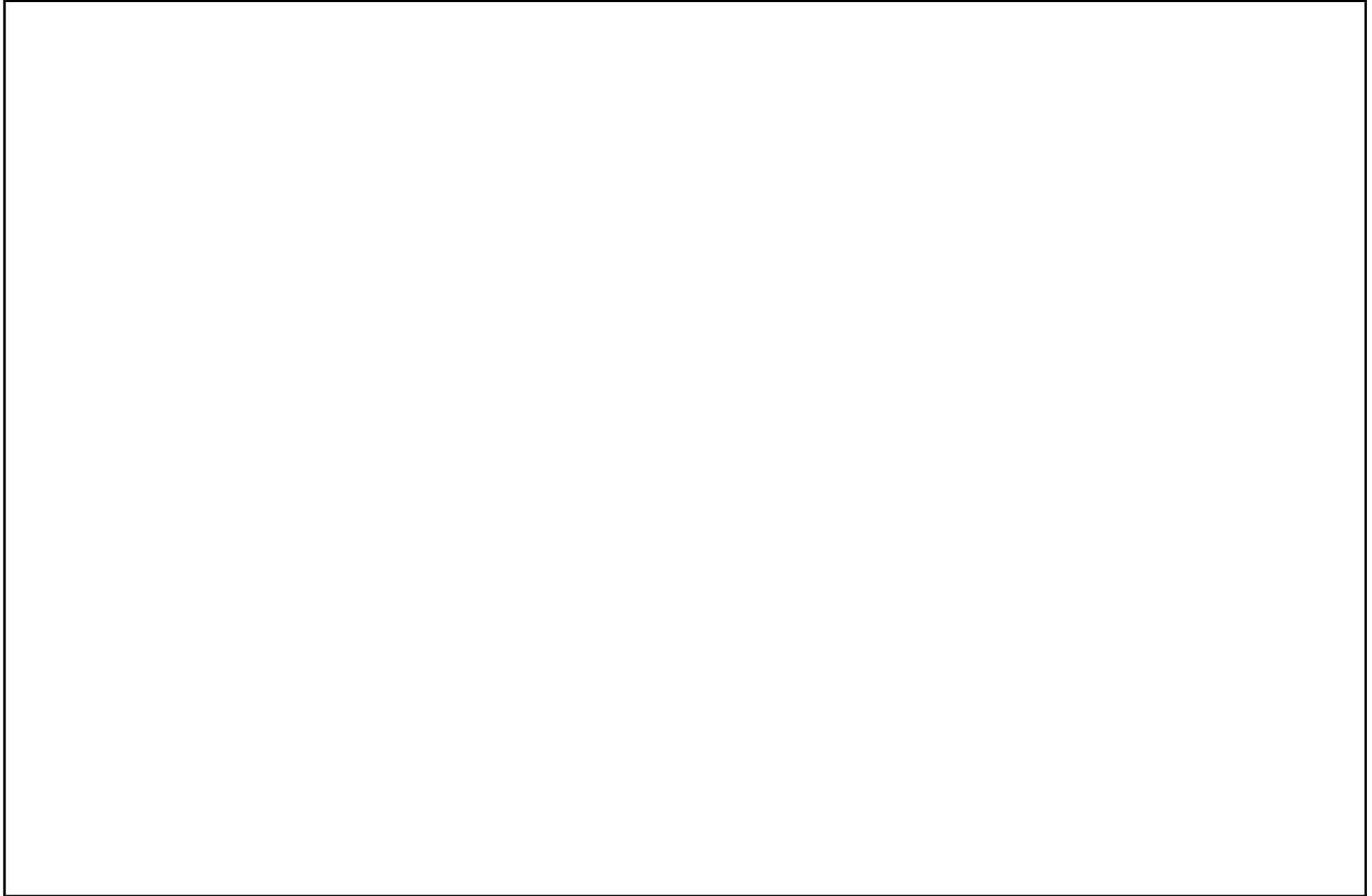
 : 3年以内ごとに行う項目

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5 に従い添付してください。

* 上記別表第四は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果図



(注意)

- ① 配置図、各階平面図及び立面図を作成して、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

点検結果	
<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他	
写真貼付	特記事項

点検結果	
<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他	
写真貼付	特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合と特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表

測定年月日	測定機器	メーカー名	型式番号等		判定	
階	室名*注1	必要換気量 (m3/h)	換気方式	換気設備機種名*注2		換気状況の評価*注3
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
 注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
 これに代わる方法として各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

様式 設-7

換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表

測定年月日	使用器具	発熱量(kW)	測定機器 メーカー名 換気型式(n)	必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	型式番号等 測定風速*注 (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判 定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則的として測定した箇所平均風速を記入する。

排煙風量測定記録表

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等					
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量 最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 = m^3/min$				
2	排 煙 口				判 定			
	階	室 名	排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)		測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
3	排 煙 機				判 定			
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m ³ /min)		規定風量 (m ³ /min)		
						指摘なし・要是正		
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え		5 排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)				
	有 ・ 無	指摘なし・要是正						

- 注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表 (A 4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量) m ³ /min

2	排 煙 口					判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{*注1)}	測定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表 (A 4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量)
		m ³ /min

遮煙開口部・空気逃し口								判 定
階	室 名	空気逃し口の方式*注1)	測定排出風速*注2 (m/s)	規定排出風速*注3 (m/s)	算定式*注3)	遮煙開口部の高さ (m)		
2		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。

①V=2.7√H ②V=3.3√H ③V=3.8√H

注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

様式 設-9

非常用の照明装置の照度測定表

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	判定
	階	部屋・廊下等		
白熱灯				指摘なし・要是正
蛍光灯				指摘なし・要是正
高輝度放電灯				指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置*注1	光源の種類*注2	照度 (lx)

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
 注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあつては、(内) と付す。

(3) 防火設備点検業務 仕様書

1 業務名 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設外9施設防火設備点検業務

2 業務場所 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設
静岡市葵区東草深町3番18号 外9地内

3 点検対象施設の概要
別紙「点検対象施設一覧表」のとおり

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、点検対象建築物の防火設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成28年5月2日国土交通省告示第723号防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第723号」という）のとおりとする。

5 共通事項

(1) 定期点検の作業は、次のいずれかの資格を有する者が実施すること。

(ア) 一級建築士若しくは二級建築士

(イ) 防火設備検査員

(2) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。

(3) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。

(4) 点検結果の報告時に、特に不具合等の状況を発見したときは、改善方策等の助言を行い様式 防-1（第三面）により報告すること。

(5) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項等については、協議によるものとする。

6 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

7 報告書類の提出および助言

(1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 防-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第三面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 防-2) (様式 防-3) (様式 防-4) (様式 防-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 防-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び立面図を作成し、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 防-7)	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意) ・電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて2部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体 (CD、DVD等) に保存して1枚提出すること。

点
検

別紙

施設 番号	施設名称	用途	階数	建築面積	延床面積	点検総数	点検箇所内訳					
							防火扉	防火扉及 シャッター	防火シャッター	耐火クロ スクリー ン	ドレン チャージ等	
1	奨生涯学習センター・ 女性会館複合施設（アイセル 21）	集会場	地上4階 地下1階	2,040.33 m ²	7,753.48 m ²	9 カ所	5 カ所		4 カ所	9 枚		
計						9 カ所	5 カ所	0 カ所	4 カ所	9 枚		

定期点検報告書
防火設備

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定により、定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

年 月 日

住所
受注者 名称
氏名 印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 点検対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【4. 点検による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無
- 【ニ. その他特記事項】

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・ 年 月 日 第 号
 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ロ. 確認済証交付者】
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・ 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()

【ロ. 防火設備】

防火扉 (枚) 防火シャッター (枚)
 耐火クロススクリーン (枚) ドレンチャー (枚)
 その他 (台)

【6. 防火設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無【ロ. 不具合記録】 有 無【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者が氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ② この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了点検について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係る全ての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑨ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、「防火設備検査員資格者証」の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑩ 4欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑪ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑫ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑬ 5欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてくだ

様式 防-1

さい。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

- ⑭ 6欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮ 6欄の「イ」の「是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑯ 6欄の「イ」の「是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(防火扉)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果		担当点検者番号	
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(6)			感知の状況			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(9)				結線接続の状況		
(10)				接地の状況		
(11)				予備電源への切り替えの状況		
(12)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)		容量の状況				
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況			
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況			

上記以外の点検項目					

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1 に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ロ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の点検項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

点検結果表
(防火シャッター)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 感知の状況			
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(17)						
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)		総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)			防火区画の形成の状況			

上記以外の点検項目						

特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1 に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者は削除して構いません。
 - 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「点検結果」欄は、別表 (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 (イ) 欄に掲げる点検項目について同表 (ロ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (ニ) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - 「上記以外の点検項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

点検結果表
(耐火クロススクリーン)

当該点検に関与した点検者		氏名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果		担当点検者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 感知の状況		
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況 容量の状況	
(18)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(19)			手動閉鎖装置	設置の状況	
(20)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		
(21)			防火区画の形成の状況		
(22)					
(23)					

上記以外の点検項目

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の点検項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

点検結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		


番号	点検項目	点検事項	点検結果			担当点検者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況					
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況					
(3)	開閉弁	開閉弁の状況					
(4)	排水設備	排水の状況					
(5)	ドレンチャー等	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況					
(6)		給水装置の状況					
(7)		ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況					
(8)		結線接続の状況					
(9)		接地の状況					
(10)		ポンプ及び電動機の状況					
(11)		加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況					
(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況					
(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況					
(15)		連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況				
(17)			制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)				結線接続の状況			
(19)	接地の状況						
(20)	予備電源への切り替えの状況						
(21)	連動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況				
(22)	容量の状況						
(23)	自動作動装置		設置の状況				
(24)	手動作動装置		設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況					

上記以外の点検項目						

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1 に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「点検結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - 「上記以外の点検項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

点検結果図



注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		

(注意)

- ① この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(4) 空調設備 保守点検業務仕様書

1 所在地 静岡市葵区東草深町3番18号
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設

2 保守対象物件
機種及び台数 別紙1のとおり

3 保守作業の内容
(1) 期初運転調整、点検 (概ね 6月及び 11月 2回)
(2) 中間(稼動中)調整、点検 (概ね 8月及び 1月 2回)
(3) 期末及びオフ調整、点検 (概ね 9月及び 3月 2回)
(4) 洗浄作業 (年1回)

上記保守作業の内訳は、別紙、1、2、3のとおりとする。

4 一般事項
(1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は指定管理者と協議し、その指示に従うものとする。
(2) 作業日の決定については、指定管理者と協議して行うものとする。
(3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提供し、これを本委託業務の保守結果報告とする。

5 現場管理
各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

別紙 1

吸収式冷温水発生機等点検内訳表

機種名	型式	点検項目	台数
吸収式冷温水発生機	GLB-120E	別紙2のとおり	2
冷却塔設備	SDW-R120 ASS	1 送風機一般点検 2 散水装置点検 3 配管回り点検 (水処理含む)	2
空冷チラー	年間冷却型 98000 kcal/H	同上	1
エアハンドリング ユニット	AHU-1	1 モーター絶縁測定	1
	AHU-2	2 フィルター清掃点検	1
	AHU-3	3 ファンその他一般点検	1
	AHU-4		1
冷却水ポンプ	15.0 kW	(1) グランドパッキン点検、交換 (2) ベアリング点検 (芯出し調整含む) (3) モーター絶縁測定	2
冷温水一次ポンプ	3.7 kW	同上	2
冷温水二次ポンプ	7.5 kW	同上	3
冷水ポンプ	3.7 kW	同上	1
排煙機	#6 × 11 kW	1 ファン清掃点検	2
	#4 1/2 × 7.5 kW	2 モーター絶縁測定 3 外部一般点検	1
備考 1 冷却塔設備及び冷却水ポンプ保守点検は、年3回とする。 2 エアハンドリングユニット、冷温水ポンプ、排煙機の保守点検は、期初運転点検日 (概ね6月及び11月) に 行うものとする。 3 上記点検項目以外にガス漏れチェック及び吹き出し、吸い込み各口の清掃を行う。 4 ウェス、パッキング等は、受託者の負担とする。			

別紙2

空調設備機器点検内訳表

区 分	保 守 点 検 項 目
期 初	1 冷暖房切替え及び気密検査（バルブ切替えを含む） 2 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 3 抽気ポンプ点検（オイル等の点検を含む） 4 保護リレーテスト（安全弁を含む） 5 燃焼系統点検調整 6 運転調整測定及び記録（運転指導を含む）
中 間	1 運転状態（圧力、液面、油面等）点検、測定 2 保護リレーテスト（安全弁を含む） 3 抽気ポンプ点検（水気混入時、オイル交換を含む。） 4 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 5 操作回路及び装置等の点検 6 排ガス分析 7 振動及び騒音等の測定 8 冷媒、冷水、冷却水出入口等の温度測定 9 その他外部一般点検
期 末	1 冷媒回収器の分解点検、その他清掃 2 高温発生機煙管バッフル点検 3 抽気ポンプ点検（オイル交換を含む） 4 燃焼系統点検 5 冷却水系統点検 6 吸収液サンプリング（分析、記録） 7 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 8 操作回路及び保護リレー点検（リレーテスト） 9 その他外部一般点検

別紙 3

洗浄作業他内訳表

項 目	作 業 内 訳 (使用する薬剤の名称)
冷却塔内洗浄作業	1 ブラッシング及び水洗い 2 配管内水処理 (SS-130)
冷却水系統洗浄作業	1 カルシウム、スケール除去 (ニューネオラックスF) 2 シリカ、スケール除去 (ショークリーナ1000) 3 水洗い及び中和剤処理 (チヒロP-4L) 4 廃液中和剤処理 (チヒロP-6L)
冷温水系統	防錆及び防食処理 (ショウラストンLM-1100)
備考	1 上記洗浄作業は、年1回とする。 2 使用する器具、薬剤等はすべて受託者の負担とする。 3 上記以外の薬剤を使用する場合は、上記の薬剤と同等のものを使用し、又 同等の効果のあることを証明する資料を委託者に提出し、確認を受けなければならない。

(5) 自動ドア 保守点検業務仕様書

1 設置場所

静岡市女性会館 5基(6枚)

2 点検回数等

- (1) 総合定期点検を少なくとも年間1回以上実施すること。
- (2) 前項の規定に関わらず、不時の故障など異常が認められるときは臨時点検を行うこと。
- (3) 生涯学習センターに設置してある自動ドアを点検・調整により常に支障なく作動させること。

3 点検内容

- (1) オペレータ部
- (2) センサー部
- (3) ドアの建付け

4 保守内容

- (1) 次回点検日までに耐用限度を越えると判断する箇所の消耗部品の取替えること。
- (2) 徐行速度・開放タイマ調整及び部品の位置調整などを実施すること。
- (3) 各部取付ボルト・ねじ類の増し締め作業を実施すること。
- (4) 吊戸車、ハンガーレール走行面などの汚れの除去作業を実施すること。
- (5) 可動部分の補給油作業を実施すること。
- (6) その他必要と認めるもの。

5 受託者の負担する消耗品

- (1) エンジン本体外部に露出のパッキン類
- (2) ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- (3) 扉の作動抵抗を排除する標準ライナー類
- (4) 点検調整に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 委託者の負担する交換部品

- (1) ドアエンジン本体の老化による交換
- (2) 吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗交換
- (3) 連結機構関係の消耗交換
- (4) ドアエンジン制御部の老化による交換
- (5) スイッチの老化による交換
- (6) 正常な使用外に起因するものと認められるとき

(6) 昇降機 保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 静岡市葵区東草深町3番18号
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設

2 保守対象物件の概要

機種名	用途	停止階床	積載量	定格速度	方式	機械番号
1、2号機	乗用(車椅子仕様)	5	900kg	60m/分	ロープ式	P13-C060-5
付可装置等	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス装置					

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師(以下「専門技術者」という。)を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第12条第4項に基づき、年1回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成30年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は(平成20年国土交通省告示第283号)昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月1回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、管制運転装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

(4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事

(5) 意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の清掃作業

(6)意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し

(7)意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え

11 その他

(1) 部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2) 撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3) 業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4) 成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(7) 電話交換設備 保守点検業務仕様書

- 1 受託者は、委託者の保守点検対象物件の維持保全のため、関係諸法令諸規則に定める技術基準に適合する義務を履行し、電子交換機点検表に基づき保守点検作業を実施し、甲の委任を受けて手続き上の一切の代理行為を行うものとする。
- 2 受託者は、保守対象物件の保守のため、定められた有資格者を甲の指定する場所に月1回巡回させて、保守対象物件全般にわたり、保守の万全を期すものとする。
- 3 受託者は、1カ月平均障害数を、電話機100個当たり9.5件以内に維持できるよう保守するものとする。
- 4 委託業務場所
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設
静岡市葵区東草深町3番18号
- 5 保守対象物件

①デジタル電子交換機（実装104回線）	1式
②多機能電話機	24台
③普通内線電話機	54台
- 6 保守用物品中下記の物品は、委託料に含まないものとする。
 - (1) 蓄電池
 - (2) 料金管理装置用プリンター及びロールペーパー
 - (3) 人為的による破損のもの

(8) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書 (静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設)

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

①定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け毎週1回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により工事中の点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行います。

カ. 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ. 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア. 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ. 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ. 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ. 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ. 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク. 業務上の都合等甲の理由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、甲が確認を行うものとします。

2. 相互の連絡

(1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
 - ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。 需要設備①
 - エ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - ク. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア. 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ. その他必要な事項。

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

6. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別 表

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検	
			I	II		
受 電 設 備 （ 含 配 電 設 備 ・ 二 次 変 電 室 設 備 ）	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度	
		絶縁抵抗測定		○※1		
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
絶縁油酸価度試験				○※3		
絶縁油破壊電圧試験				○※3		
内部点検				○※3		
放電雑音チェック			○			
温度チェック		○				
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック		○			
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

需要設備②

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
備 電 気 使 用 場 所 の 設	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※1, 6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	配電線路の電線等 及び支持物					
非 常 用 予 備 発 電 装 置	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び 附属装置	起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備 と同じ

注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。

(2) 定期点検B (I) は無停電で行う点検 (無停電点検) で、定期点検B (II) は停電をして行う点検 (停電点検) をいいます。なお、定期点検B (I) を実施する場合は3年に1回は定期点検B (II) を行うものとします。

設備の条件等により定期点検B (I) を適用しない場合があります。

(3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

(4) ※2を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検 (油量、変色、汚損、異臭等) により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(5) ※3を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検 (油量、変色、汚損、異臭等) により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

(7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高压受変電設備の変圧器のB種接地線で行うものとします。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(8) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

(9) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A, B実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

(9) 中央監視制御装置保守点検業務仕様書
(静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設)

1 保守点検の目的

受託者は、保守点検対象物件に精通熟知した技術者を派遣し、以下の各項について保守点検対象物件を常に正常かつ良好な運転状態に保つよう保守点検するものとする。

2 保守点検内容

受託者は、別紙点検表および基準表のとおり、保守点検対象物件の点検、調整、給油、清掃、動作確認、修理 部品取替等を行う。

3 定期保守点検

受託者は、第2項の保守点検作業を前期（概ね6月）、後期（概ね11月）に、別紙に定めるとおりに実施するものとする。

4 保守点検作業の実施時間

保守点検作業は、委託者の勤務時間内に実施するものとする。ただし、委託者が執務の都合上 必要と認めるとき及び臨時保守点検作業を実施するときは、この限りでない。

5 除外作業

次の事項は、第2項の保守点検範囲に含まないものとする。

- (1) 保守点検対象物件の増移設及び撤去に関する作業並びに立会い。
- (2) 委託者の要求による保守点検対象物件の仕様変更に伴う改造。
- (3) 日常の清掃、点検及び運転。
- (4) 天災、地変等委託者、受託者双方の責に帰することのできない原因により生じた修理。
- (5) 受託者の指定する設置条件、使用電源条件、空調条件等に反したことによる修理。
- (6) 受託者の指定品以外の消耗品を使用したために生じた故障の修理。
- (7) 委託者の不適切な保守点検対象物件の使用又は取り扱いによる故障の修理。
- (8) 委託者の作成したプログラムに起因する事故の調査及び対策。

6 受託者が負担する材料、消耗品等

受託者が負担する材料、消耗品等は次のとおりとする。

- (1) 調整用消耗品（給油及び清掃に要するもの）
- (2) 交換部品のうち下記の部品以外のもの
ディスプレイ本体、組込プリンター（動力モーター・印字ヘッド）、プリンター用紙

別紙 1

保守点検対象物件の保守点検表

機 種	台 数	点検 (概ね 6 月)	点検 (概ね 11 月)
(1) 空調機系統			
熱源廻り制御	一式	○	○
AHU-1 空調機制御	一式	○	○
AHU-2 空調機制御	一式	○	○
AHU-3 空調機制御	一式	○	○
AHU-4 空調機制御	一式	○	○
冷却塔制御	一式	○	○
(2) 中央監視系統			
セントラル	一式	○	
MCL 中央処理装置			
ANN アナウンシエーター			
PRT プリンター			
ローカル	一式	○	
DGP 現場受信装置 6 台			
IDGP 現場受信装置 2 台			
デジタルポイント 112 点			
アナログポイント 32 点			

※ 臨時保守点検は、不時の故障箇所の点検を行うこと。

(10) 消防設備 保守点検業務仕様書

- 1 この契約の対象となる消防設備等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設置場所
静岡市葵区東草深町3番18号
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設
 - (2) 点検対象設備等の名称、規格及び点検回数
別紙点検対象設備及び点検回数表のとおり。
- 2 受託者は、前記の消防設備等を消防法第17条の3の3及び4、消防告示第3号に定める基準により点検を行う。
- 3 点検の種類は、機器点検及び総合点検とする。
- 4 受託者は、点検の結果に基づいて委託者が消防長又は消防署長に報告する書式（消防用設備等点検結果報告書及び添付する各種点検票）を作成するものとする。
- 5 受託者は、この点検業務の結果、第1項に示された消防設備等の機能に支障を及ぼす恐れがあると判断されるような欠陥を発見したときは、ただちに委託者に通知しなければならない。
- 6 第2項の契約期間中に火災等の災害発生により消防設備等を使用した場合には、受託者は委託者の要請により速やかに出向いて適切な処置をとるものとする。
- 7 受託者は、施設管理者が消防法による年2回以上の消防防災訓練が義務付けられているため施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような働き、連動しているかの説明指導を行う。

別表点検対象設備及び点検回数表（葵）

名称及び規格	数量	点検回数	
		機器点検 (概ね9月)	機器、総合点検 (概ね3月)
(自動火災報知設備)			
受信機（P型1級40回線）	1台	1	1
副受信機（P型60回線）	1台	1	1
スポット型感知器（差動式）	110個	1	1
スポット型感知器（定温式）	31個	1	1
煙感知器（光電式）	151個	1	1
煙感知器（煙複合式スポット型）	5個	1	1
発信機（P型1級）	15個	1	1
電鈴	16個	1	1
消火栓起動装置	1台	1	1
表示灯	15個	1	1
交流電源	1式	1	1
予備電源	1式	1	1
サイレン	5個	1	1
配線点検	1式		1
(防火・防排煙設備)			
連動操作盤（15回線）	1面	1	1
煙感知器	26個	1	1
防火扉	5枚	1	1
防排煙ダンパー	20台	1	1
シャッター	9枚	1	1
可動タレ壁	4枚	1	1
排煙口	3台	1	1
電子ブザー	5個	1	1
(スプリンクラー設備)			
加圧送水装置	1台	1	1
起動装置	1台	1	1
スプリンクラーヘッド	811個	1	1
操作盤	1面	1	1
自動警報弁	5個	1	1
圧力スイッチ	5個	1	1
手動開放弁	5個	1	1
表示機	1台	1	1
水源及び給水装置	1式	1	1
呼水装置	1台	1	1
非常電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
送水口	1個	1	1
放水試験費	1式		1
補助散水栓	11台	1	1
(避難器具設備)			
救助袋（3,4階 垂直式）	2基	1	1
(非常放送設備)			
増幅器（240W）	1台	1	1
スピーカー回線（20回線）	1式	1	1
作動試験	1式		1
遠隔操作器	1台	1	1
スピーカー	104個	1	1
音量調整器	39個	1	1
非常電源	1式	1	1
予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(消火器設備)			
消火器	25本	1	1

名称及び規格	数量	点検回数	
		機器点検 (概ね9月)	機器、総合点検 (概ね3月)
(誘導灯設備)			
誘導灯	72灯	1	1
配線点検	1式	1	1
(自家発電設備)			
発電機(200KVA)	1台	1	1
始動装置(蓄電池)	1台	1	1
起動制御盤	1面	1	1
負荷連動試験	1式		1
(ガス漏れ警報設備)			
受信機G〔P〕(5回線)	1台	1	1
検知器(都市用DC型)	3台	1	1
非常電源	1式	1	1
予備電源	1式	1	1
(泡消火設備)			
泡タンク	1台	1	1
加圧送水装置	1台	1	1
起動装置	1台	1	1
泡ヘッド	211個	1	1
感知ヘッド	121個	1	1
操作盤	1面	1	1
自動警報弁	1個	1	1
圧力スイッチ	1個	1	1
自動作動弁	15個	1	1
混合装置	1台	1	1
原液	20ℓ		1
手動開放弁	15個	1	1
表示機	1台	1	1
散出試験費	1式		1
非常電源	1式	1	1
(粉末消火設備)			
粉末消火装置(移動式)	1式	1	1
(採水口設備)			
採水口	1式	1	1

(11) 建築設備運転 保守管理業務仕様書

1 目的

委託業務は、静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設の各施設が正常に機能を発揮し、円滑かつ最良の状態での運営することを目的とする。

2 実施場所

静岡市葵区東草深町3番18号 静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設

3 実施期間

年4月1日から 年3月31日まで

4 業務の種類、実施時間及び標準実施人員

(1) 業務の種類

* 運転監視業務

・ 8時30分から21時30分まで

* 日常巡視点検業務

・ 8時30分から17時30分まで

(2) 運転監視業務、日常巡視点検業務を実施する標準人員は、各業務とも最低1人は配置するものとし、必要の業務に応じ時間割で人員の配置を出来るものとする。

(3) 業務を休む日は、第2及び第4月曜日並びに年末年始（12月28日から翌年1月4日）とする。

(4) 甲は、必要があると認めるときは、業務実施日及び実施時間を変更することができる。

5 従事者の資質及び資格

従事者は、心身ともに健全な者とし、次のア及びイの条件を満たす者（同等の能力を有すると認められる者を含む。）とする。

ア 電気工事士の資格を有する者

イ 工業高校電気科又は機械科を卒業した者

6 従事者の履歴書等の提出

乙は、契約締結後速やかに委託業務に従事させようとする者の履歴書及び有資格者を証明する書類の写しを甲に提出すること。

7 従事者の変更

(1) 乙は、従事者に変更があったときは、その旨を直ちに甲に報告すること。この場合における提出書類は、前項の例による。

(2) 従事予定者が負傷、疾病その他の理由により、急遽従事することができない場合が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに第5項の要件を満たす代替者を従事させ、業務の遂行に支障のないようにすること。

8 業務従事者の服務

(1) 勤務中、特別な事由がない限り、持ち場を離れてはならない。

(2) 建築設備の運転、操作又は使用に当たっては善良な管理者の注意をもって行うものとする。

- (3) 委託業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託期間満了後又はこの契約解除後も同様とする。
- (4) 常に市職員に準じる者としての心がけをもって従事し、言動に注意し、市職員、市民等との摩擦を生じないようにすること。
- (5) 制服を着用するとともに、胸部に名札を付けること。

9 委託業務実施計画の提出

- (1) 乙は、委託業務の実施に当たり、年間実施計画書及び月間実施計画書を提出し甲の承認を得ること。
- (2) 乙は、委託業務を実施する各月の初日の5日前までに月間勤務予定表を提出し、甲の承認を得ること。

10 委託対象設備の概要

(1) 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設

ア 建築

(ア)	用 途	集会場
(イ)	敷地面積	3,360.39 m ²
(ウ)	建築面積	2,040.33 m ²
(エ)	延床面積	7,753.48 m ²
(オ)	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上4階

イ 電気設備

(ア)	受電設備	三相三線 6,600V 変圧器容量 900KVA	
(イ)	契約電力	465KW	
(ウ)	自家用発電機	ディーゼル非常用三相三線 6,600V 200KVA	1台
(エ)	電灯コンセント設備	単相三線 105-210V	
(オ)	動力設備	三相三線 210V	一式
(カ)	電話設備	電子式 局線 24 内線 100	一式
(キ)	拡声設備		一式
(ク)	電気時計設備		一式
(ケ)	I T V設備		一式
(コ)	T V共聴設備		一式
(サ)	舞台音響設備		一式
(シ)	舞台照明設備		一式

ウ 空気調和設備

(ア)	熱源機器設備		
	a	ガス焚吸収冷温水機	2台
	b	チラー	2台
	c	クーリングタワー	2台
(イ)	空気調和設備		
	a	空気調和機	4台

	b	ファンコイルユニット		79台
	(ウ)	換気設備 (給気・排気ファン)		45台
	(エ)	ポンプ類		8台
	(オ)	自動制御設備		一式
エ		給・排水衛生設備		
	(ア)	市水受水槽 30 m ³ ×1	高架水槽 8 m ³ ×1	
	(イ)	揚水P		2台
		排水P		12台
	(ウ)	都市ガス貯湯式湯沸かし器		3台
		電気貯湯式湯沸かし器		14台
オ		防災設備		
	(ア)	消火設備		
	a	スプリンクラーポンプ 900 l/m × 84m×22kw		1台
	b	泡消火ポンプ 1,890 l/m × 65m×37kw		1台
	c	スプリンクラー設備		一式
	d	泡消火設備		一式
	e	消火器		一式
	(イ)	火災報知及びガス漏れ警報設備		
	a	自家報受信盤 30回線		一式
	b	防排煙表示盤		一式
	c	ガス漏れ警報盤		一式
	(ウ)	排煙設備及びその他設備		
	a	排煙ファン 3台		一式
	b	誘導灯設備		一式
	c	防火戸、防火シャッター、防煙垂れ壁		一式
	d	換気扇 (料理実習室)		6台
カ		昇降機設備		
	(ア)	エレベーター		
	a	1号機 身障者兼用型 13人乗り 900kg 60m/min		
	b	2号機 人荷用 13人乗り 900kg 60m/min		
(2)		静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設附属棟		
	ア	自転車置場 I		
	(ア)	用途 自転車置場	(イ) 延床面積 108.00 m ²	(ウ) 構造 鉄骨造平屋建
	イ	自転車置場 II		
	(ア)	用途 自転車置場	(イ) 延床面積 34.72 m ²	(ウ) 構造 鉄骨造平屋建
	ウ	倉庫		
	(ア)	用途 倉庫	(イ) 延床面積 13.95 m ²	(ウ) 構造 鉄筋造平屋建

11 業務内容

日常の監視業務及び各設備機器の運転、点検、調整、小規模な補修及び清掃を次のとおり行うものとする。

(1) 運転監視業務

監視室において、電気、空調等各監視盤の常時監視を行うとともに、機器の運転等の操作及び異常発生時の適切な処置及び各種日誌等の記録を行う。

① 中央監視制御設備の運転及び監視業務

② 電気設備の運転及び監視業務

(受変電設備、配電設備、非常用発電機設備、動力設備、電灯設備、その他の電気設備)

③ 空気調和設備の運転及び監視業務

(熱源設備、空気調和設備、換気設備等)

④ 給排水衛生設備の運転及び監視業務

(給水設備、排水設備、中水処理設備、浄化槽設備、ガス設備等)

⑤ 消防設備等の操作及び監視業務

(火災報知設備、非常放送設備、消火設備等)

⑥ その他建物に付帯する設備の操作及び監視業務

(エレベーター設備、舞台音響設備、舞台照明設備等)

(2) 日常巡視点検業務 (別紙日常巡視点検基準表参照)

ア 日常巡視点検は、運転及び監視業務に付帯して行う業務とし、目視など五感による点検を基本とする。

イ 各設備の日常的な巡回点検、調整、記録等を行うとともに、必要に応じて軽作業等を行う。

ウ 日常巡視点検を行う業務の範囲は、腰道具その他の携帯工具を用い、脚立程度の足場等により実施可能な範囲の業務とする。

エ 点検に際しては、点検項目に記載の事項の他、保守点検の作業性及び防災、保安上の観点から周囲の障害物の有無等全般に共通して実施する。

① 中央監視制御設備の巡視点検

② 電気設備の巡視点検

③ 照明設備の蛍光灯、電球等の交換

④ 空気調和設備の巡視点検

⑤ 空調機フィルターの清掃及びロールフィルターの交換

⑥ 料理実習室の換気扇の清掃

⑦ 給排水衛生設備の巡視点検

⑧ 消防設備等の巡視点検

⑨ 環境衛生管理に関する巡視点検

⑩ 建物に付帯する設備の巡視点検

(3) その他の業務

ア 業務従事者は、自家用電気工作物保安規定を遵守して、電気設備等を管理するとともに

に、定期保守点検に立会うこと。

イ 業務従事者は、消防設備等の定期保守点検に立会うこと。

ウ 業務従事者は、昇降機設備等の定期保守点検に立会うこと。

エ 業務従事者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守して、空調衛生設備等を管理するとともに、定期保守点検に立会うこと。

オ 業務従事者は、その他の建築設備の定期保守点検に立会うこと。

カ 業務従事者は、防火管理者の定める消防計画の規則に従い、甲が実施する消防防災計画及びその他の行事に参加すること。

12 甲が行う業務

(1) 複合施設の総括管理に関する業務

(2) 設備の改修、修繕工事に関する計画及び実施管理、監督

(3) 委託業務に関する実施管理、監督

13 設備取扱上の留意事項

(1) 複合施設に設備されている機器は、丁寧に扱うとともに、故障等の早期発見に努めること。

(2) 受託者は、委託業務遂行中、設備に不備若しくは異常が認められたとき、又は故障その他の事故が発生したときは、遅滞なく、その事実及び処理方法を甲に報告し、甲の指示を受けて、その処理に当たること。

(3) 受託者は、委託業務遂行中、事故発生の恐れがあるとき、速やかに、甲にその状況及び処理方法を報告し、甲の指示を受けて、その処理に当たること。

(4) 委託業務従事者が、日常の操作以外の操作及び運転方法の変更を行うときは、甲に報告するとともに、甲の指示を受けた後、実施する。

詳細については、甲、乙協議の上、決定する。

14 鍵の貸与

委託業務に必要な鍵は、管理責任者を決めて厳重な管理をし、万一紛失した場合は直ちに、甲に報告し、指示を受けること。

15 図書等の貸与

委託業務に必要な図書は、丁寧に扱うこと。

16 摘要範囲

本仕様書は、委託業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務の目的達成のために必要と思われるものについては、受託者の責任において行うこと。

17 関係法令の遵守

委託業務実施に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

18 労務災害の防止

委託業務実施中の危険防止対策を十分行い、また従事者への安全教育を徹底し、労務災害の防止に努めること。

日常巡視点検基準表

1 中央監視・制御設備

NO1

機器名	点検項目	点検周期				
		時	日	週	月	6月
監視制御盤 保護継電気盤 監視盤 変換器盤 補助継電器盤 中継端子盤 故障表示盤等	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 信号灯、表示灯の点灯確認（テストを含む） (3) 操作スイッチ、切替スイッチの正常位置確認 (4) 警報装置の作動確認 (5) 各種指示値の確認と記録 (6) 自記記録計の機能の確認		○			
無停電電源装置 (CVCF)	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 作動状態の適否確認				○	○

2 電気設備

機器名	点検項目	点検周期				
		時	日	週	月	6月
受	断路器				○	○
	遮断器 油なし遮断器			○	○	○
変	変圧器 乾式変圧器		○		○	○
	電力用 コンデンサー				○	○
設 備	避雷器				○	
	計器用変成器				○	○
	母線及び ケーブル				○	
	電力ヒューズ			○	○	○

機 器 名		点 検 項 目	点 検 周 期					
			時	日	週	月	6月	年
受 変 電 設 備	受電盤 配電盤 (キュービク)	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 信号灯、表示灯の点灯確認 (3) 各計器指示値確認、記録 (4) 操作用切替開閉器の機能確認			○ ○	○		
	保護継電器	(1) カバー、ガラスの汚損、破損の有無 (2) 動作表示用ターゲットの状態確認		○		○		
	電気室	(1) 漏水、浸水跡の有無確認 (2) 天井・壁等の金物類の取付状態の良否				○ ○		
配 電 設 備	配電用変圧器	(1) 受電設備用と同じ				○		
	分電盤	(1) 外観の汚損、損傷、の有無 (2) 盤内、外取付器具類の異常有無 (3) 接続端子部の過熱の有無 (4) 信号灯、表示灯の点灯状態確認				○ ○ ○ ○		
負 荷 設 備	電動機	(1) 外観の汚損、損傷等の有無 (2) 異常振動、異音、異臭の有無 (3) 各部過熱の有無確認			○	○		
	制御盤及び 操作盤	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 表示灯類の点滅状態確認 (3) 異音、異臭の有無 (4) 端子部のゆるみ、変色、過熱の有無 (5) 計器表示値の確認と記録				○ ○ ○ ○		
	照明設備 コンセント及 びその他機器	(1) 器具外観の汚損、損傷の有無 (2) 器具取付状態の良否 (3) 機器使用状態の良否 (4) 蛍光灯、電球等の交換 (5) 1階ホールシーリング・ダウンライト交換	○			○ ○	○	○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	発電機	(1) 外観の汚損、損傷、発錆の有無 (2) 軸受油量の適否 (3) 試運転による異常振動、異音、異臭の有無 (4) 防振装置の機能確認				○ ○ ○ ○		
	発電機盤	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 各計器の指示値の確認と記録 (3) 自動・手動切替開閉器の正常位置確認				○ ○ ○		
蓄 電 池 装 置	蓄電池	(1) 液量の適否 (2) 電極板の変形、損傷、脱落の有無 (3) 端子部の変形、腐食、締付ボルトゆるみ有無 (4) 架台の汚損、錆、腐食の有無				○ ○ ○ ○		
	充電装置	(1) 盤外観の汚損、損傷の有無 (2) 表示灯類の点灯状態の確認 (3) 異音、異臭の有無 (4) 充電電圧・電流の適否確認				○ ○ ○ ○		

2 電気設備

N O 3

機 器 名		点 検 項 目	点 検 周 期				
			時	日	週	月	6月
弱電装置	電気時計 拡声設備 インターホン TV共聴設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観の汚損、損傷の有無 ・ 作動状態の適否確認 			○	○	
その他	避雷針及び 接地線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観の損傷の有無 ・ がいし、支持金物の破損の有無 ・ 接地線の接続状態の適否 				○	○

3 空気調和設備

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2月	6月	年
冷温水発生機	<ol style="list-style-type: none"> 各計器の指示値記録 (冷温水、冷却水、圧力、温度、液質) 真空度の良否 ベーン開度の確認 油気ポンプ油面の良否 着火装置の機能の良否 ガス漏れの有無 保安装置の機能確認 (感知装置、フレフォームアイ等) 	○						
パッケージ型 空気調和機	<ol style="list-style-type: none"> 温水または冷却水の出入口温度の適否 電流値確認 異音、振動の有無 自動制御装置の機能確認及び調整 附属機器の損傷、腐食の有無 補給水、フロート弁作動の良否 エアフィルタの汚れの有無 冷却コイルの汚れの有無 各種配管損傷、水漏れの有無 ドレンパンの損傷、汚れ、詰まり等の有無 エアフィルタの清掃、交換 		○		○			
空気調和機	<ol style="list-style-type: none"> エアフィルタの汚れ、付着物、破損の有無、 清掃、交換 温湿度感知器の設定値の調整 ボリュームダンパの調整 ケーシング部、保温材の損傷の有無 自動制御機器の機能の良否 空調機内部及びダクト内部の汚れの有無 各種自動弁の作動の良否 ドレンパンの汚れ、排水管の詰まりの有無 コイル表面の汚れの有無 				○			
空気洗浄装置 及び加湿装置	<ol style="list-style-type: none"> 異音の有無 噴霧ノズル及びフラッシングノズルの噴霧状 態の良否 				○			

3 空気調和設備

NO4

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2月	6月	年
空気洗浄装置 及び加湿装置	(3) 水槽の汚れ、腐食の有無 (4) 分布板、エリミネーターの汚れ、破損の有無 (5) 補給水用フロートバルブの機能の良否 (6) 配管の損傷、水漏れの有無				○			
ファンコイル ユニット	(1) 送風機の異音、振動の有無 (2) コイルの汚れの有無 (3) ドレンパンの汚れ、詰まりの有無 (4) エアフィルタの汚れの有無 (5) 自動制御等付属装置の作動確認 (6) エアフィルタの清掃、交換				○		○	
クーリング タワー	(1) 水槽内の汚れ、腐食の有無 (2) 送風機の異常の有無 (3) 外観の損傷、錆、腐食の有無 (4) 補給水フロート弁作動の良否 (5) 充填材の破損、老化の有無 (6) Vベルトの良否 (7) 軸受の異状の有無		○		○			○
冷温水及び 冷却水 循環装置	(1) ポンプ電流値の確認 (2) 圧力計の指示値の確認 (3) 回転部、摺動部、可動部の異常の有無 (異音、異臭、過熱) (4) 油量の適否及び注油 (5) グランドよりの滴下水量の適否 (6) 配管系の損傷、錆、漏水の有無 (7) バルブの機能確認		○			○		○
送風機及び 排風機	(1) 電流値の確認 (2) 羽根車、ケーシングの汚れの有無 (3) 振動、異音、ボルトのゆるみ等の有無 (4) 錆、腐食の有無 (5) Vベルトの伸張度の適否 (6) 軸受湿度の		○		○			○
扇風機	(1) 料理実習室の換気扇の清掃					○		

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6月	年
受水槽 高架水槽	(1) 槽内の堆積物及び汚れの有無 (2) 警報装置及び制御装置の作動確認 (3) 錆及び損傷の有無 (4) ボールタップ及びFMバルブの作動確認 (5) マンホール施錠の有無 (6) 防虫網の取付状態の良否				○ ○ ○ ○ ○		
給水ポンプ 揚水ポンプを 含む	(1) 圧力、電流値による作動確認 (2) 異音、振動の有無 (3) フード弁及びチェック弁の機能確認 (4) グランドよりの滴下水量の適否 (5) 油量の適否 (6) ドレン排水状態の良否		○ ○		○ ○ ○ ○		
湯沸器	(1) ガス及び水漏れの有無 (2) 湯温、燃焼、排気状況の確認 (3) 貯湯量の確認 (4) 湿度調節装置の作動確認 (5) ガス漏れ検出器の点検				○ ○ ○ ○		
洗面器	(1) 亀裂、破損の有無 (2) 水栓及び接合部等よりの水漏れの有無 (3) 排水状態の良否				○ ○ ○		
シスタンク 及び フラッシュ弁	(1) 詰まりの有無 (2) ボールタップの作動確認 (3) 水量調整 (4) 水漏れの有無				○ ○ ○ ○		
大便器 小便器	(1) 亀裂、破損の有無 (2) 排水状態の良否 (3) 水漏れの有無				○ ○ ○		
排水管	(1) 水漏れの有無 (2) 排水状態の良否					○ ○	
汚水槽	(1) 害虫発生状況の有無 (2) 悪臭の有無 (3) 警報装置及び制御装置の作動確認 (4) 浮遊物及び沈殿物の有無 (5) 防虫網の取付状態の良否 (6) マンホールの密閉状態の良否				○ ○ ○ ○ ○ ○		
貯水槽	(1) 昆虫の発生の有無 (2) 悪臭の有無 (3) 沈澱物及び汚れの有無				○ ○ ○		
排水ポンプ (排水ポンプ 雑排水ポンプ 湧水ポンプ)	(1) 圧力、電流値による作動確認 (2) 異音、振動の有無 (3) チェック弁の作動確認		○ ○		○		

機器名	点検事項	点検周囲			
		日	月	3月	年
消火器 粉末 소화設備	(1) 定位置及び標識の確認 (2) 表示、標識の有無及び適否の確認 (3) 変形、損傷、腐食の有無 (4) 薬剤漏れ等の有無 (5) 指示圧力計の適否の確認 (6) 車輪の変形、損傷の有無		○		
屋内（屋外） 消火栓設備	(1) 加圧ポンプの起動状態の確認 (2) バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 (3) 呼水槽の水位及び減水警報装置の作動確認 (4) 表示、標識の有無及び適否の確認 (5) ホース及びノズルの格納状態の確認 (6) 表示灯の点灯確認		○		
スプリンクラー （水噴霧） 消火設備	(1) 加圧ポンプの起動状態の確認 (2) バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 (3) 呼水槽の水位及び減水警報機の作動確認 (4) 表示、標識の有無及び適否の確認 (5) 制御弁一次側二次側の圧力指示値の適否確認 (6) 制御弁、末端試験弁等の標識及び圧力値の確認		○		
泡 소화設備	(1) 加圧ポンプの起動状態の確認 (2) バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 (3) 呼水槽の水位及び減水警報機の作動確認 (4) 標識の有無及び適否の確認 (5) 制御弁、末端試験弁等の標識及び圧力値の表示板の確認 (6) 薬剤タンクの損傷、液漏の有無		○		
連結散水設備 連結送水管	(1) 送水口の変形、損傷の有無 (2) 消防自動車の接近障害物の有無		○		
防火用水	(1) 消防自動車の接近障害物の有無 (2) 標識の有無及び適否の確認 (3) 貯水量の適否の確認		○		
非難器具	(1) 標識の有無及び適否の確認		○		
排煙設備	(1) 排煙区画壁の損傷等の有無 (2) 吸煙口及び排煙口の損傷の有無 (3) 手動操作箱及び保護板、ハンドル、レバー等の損傷の有無 (4) 表示、標識の損傷の有無 (5) 起動装置の状態の適否		○		

機器名	点検事項	点検周期			
		日	月	3月	年
自動火災報知設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) スイッチ類の定位置確認 (3) 各種表示灯の点灯試験 (4) 発信押しボタン保護板の損傷有無		○		
非常警報設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) スイッチ類の定位置確認 (3) 発信押しボタン保護ボタンの損傷の有無		○		
漏電火災警報機	(1) 電源表示灯の点灯確認 (2) スイッチ類の定位置確認		○		
誘導灯 誘導標識	(1) 変形、損傷等の有無 (2) 予備電源による点灯確認（点検ヒモ）		○		
非常コンセント設備	(1) 保護箱の損傷の有無 (2) 差込接続器の損傷の有無 (3) 開閉器の正常位置の確認 (4) 表示灯の点検確認		○		
ガス漏れ 火災警報設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) スイッチ類の定位置確認 (3) 表示灯の点検確認		○		
非常電源 (自家発電設備)	(1) 原動機及びコンプレッサー ・ 外観の汚損、損傷、発錆、漏油、漏水及び漏気の有無 ・ 潤滑油の油量適否、汚れ、漏れの有無 ・ 燃料油の油量適否、漏れの有無 ・ 冷却水の水量適否、漏れの有無 ・ 空気タンクの圧力確認と記録 ・ 空気タンクドレン排水の適否 ・ 油、水、空気系統の弁類の開閉状態確認 ・ 試運転による各計器指示値の確認と記録 (2) 発電機 ・ 外観の汚損、損傷、発錆、軸受油量適否 ・ 試運転による異常振動、異音、異臭の有無 ・ 防振装置の機能確認 ・ ブラシ、スリップリング、整流子等の磨耗、変色、異常スパークの有無の確認（ブラシレスは除く） (3) 発電機盤 ・ 外観の汚損、損傷の有無 ・ 各計器の指示値の確認と記録 ・ 自動、手動切替開閉器の正常位置確認		○		
非常電源 (蓄電池設備)	(1) 蓄電池 ・ 液量の適否 ・ 電極盤の変形、損傷、脱落の有無 (2) 充電装置 ・ 盤外観の汚損、損傷の有無 ・ 表示灯類の点灯状態の確認 ・ 異音、異臭の有無		○		
防火戸	(1) 外観の損傷の有無		○		

機器名	点検事項	点検周囲		
		日	月	月
空気循環	(1) 温度及び湿度の適否	○		
給水設備	(1) 残留塩素の測定 (DPD 法により測定) (2) 槽内浮遊物及び沈殿物の有無 (3) 槽内壁面等の損傷、亀裂の有無 (4) 槽内水の濁り有無 (5) マンホールの施錠の良否 (6) マンホールの損傷、腐食の有無 (7) マンホールの防水の良否 (8) 防虫網の損傷の有無 (9) 警報装置作動の良否 (10) ボールタップ作動の良否 (11) ポンプ及びバブル類の作動の良否 (12) 4項目測定 (色・臭い・味・濁り)		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
排水設備	(1) 槽内浮遊物及び沈殿物の有無 (2) 槽内壁面等の損傷、亀裂の有無 (3) マンホールの密閉の良否 (4) 害虫の有無 (5) 悪臭の有無 (6) 防虫網の損傷の有無 (7) 警報装置作動の良否 (8) 自動制御装置の作動の良否 (9) ポンプ及びバブル類の作動の良否			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(12) 清掃業務仕様書

- 1 この清掃業務は、建物内外の「ごみ」、「汚れ」、「ほこり」等を除去し、その美観を高め、清潔かつ衛生的な環境を維持することを目的とする。
- 2 清掃場所及び施設、作業の内容・回数は別紙「葵生涯学習センター・女性会館複合施設清掃作業基準表」による。
- 3 業務実施要領

清掃は、清掃場所に最も適した方法で行うこと。特に薬品・洗剤の使用は、清掃場所の生地等を充分考慮し、建物及び設備等に損傷を与えないよう細心の注意をして清掃すること。

(1) 日常清掃（毎日1回以上清掃すること。ただし、第2、第4月曜日及び年末12月28日から年初1月4日まで除く。）

* 日常清掃実施回数 回（清掃作業基準表No.1からNo.3に従って清掃すること）

① ホール 1階ホール、ラウンジ、ロビー、エレベーターホール等をいう。以下「ホール」という。

コーナー 図書コーナー、展示コーナー、ギャラリー、喫茶コーナー等をいう。以下「コーナー」という。

廊下、前室、風除室

床のごみやほこりは掃き掃除やモップ拭きによって除去し、汚れの多いときは水拭きにより汚れを除去する。樹脂ワックス皮膜の部分的補修を行う。

(ア) タイルカーペットは掃除機等で清掃する。

(イ) テーブルやイスは雑巾やダストクロスでほこりと汚れを除去し、汚れのひどい時には洗剤拭きをする。金属部分は乾拭き、水拭き又はクリーナーを用いて汚れを除去する。

(ウ) 灰皿及びごみ箱は内容物を処理し、拭き上げて清潔に保つこと。

(エ) 扉の拭き掃除をし、特に取手及び周囲の汚れは洗剤拭きにより除去する。

(オ) 金属部分（ステンレス等）の乾拭き、水拭きをし、汚れは洗剤又は専用クリーナーを用いて除去し、乾いた布でよく拭き取る。（高所を除く。）

(カ) 電灯のスイッチ部分とその周囲を乾拭き、水拭き又は洗剤拭きにより、汚れを除去する。

② 階段

(ア) 床のごみやほこりを掃き掃除やモップ拭きによって除去するとともに、タイルカーペットは掃除機等で清掃する。

(イ) 手すりを水拭き又はダストクロス拭きで掃除する。汚れは洗剤拭きで除去する。

③ 便所

この場所は最も不潔になりやすいので、丁寧に行うこと。

(ア) 床は、掃き掃除及び水拭き掃除とし、汚れは洗剤で除去する。

(イ) 便器は、殺菌剤入りの洗剤液を用いて掃除し、金属部分は、布で水分をよく拭き取る。

(ウ) 洗面台は、洗剤を用いてスポンジ洗いし、金属部分は、布で水分をよく拭き取る。

(エ) 鏡は、洗剤、清水等で清掃し、柔らかい布で乾拭きをする。

(オ) 扉、間仕切りは水拭きし、取手及び周囲は弱性石鹼等を用いて殺菌拭きをする。

- (カ) その他壁面の手の届く範囲を清掃する。
 - (キ) ごみ箱の内容物を処理し、容器を拭き上げて清潔に保つ。
 - (ク) トイレtpーパー及び水石鹼を補給する。
 - (ケ) 汚物入れの汚物を処理し、容器を拭き上げて清潔に保つ。
- ④ 湯沸室
- (ア) 床のごみやほこりを掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
汚れは洗剤により除去する。
 - (イ) 流し台と周辺の清掃をし、金属部分の空拭きをする。
- ⑤ 館長室、相談室、集会室、印刷室、食工房
- (ア) 床のごみやほこりは、掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
 - (イ) じゅうたん、カーペット及びマットは、掃除機等でごみやほこり又は土砂を除去する。
 - (ウ) ごみ箱の内容物を処理する。
 - (エ) 扉を清掃する。
 - (オ) テーブル、イスを雑巾やダストクロス等で拭き、金属部分の乾拭きをする。
- ⑥ エレベーター
- (ア) 呼びボタンを乾拭きする。
 - (イ) 出入口のステンレス部分、扉、鏡面部分は乾拭きし、汚れは専用クリーナーで除去する。
 - (ウ) 床の掃除をし、汚れは洗剤で除去する。
 - (エ) 手すり、壁面、ボタン等室内は全て清掃し、汚れは洗剤や専用クリーナーで除去する。
- ⑦ 庁舎（施設）周辺
- (ア) 掃き掃除を行うほか、ごみ箱のごみを適宜処理し、汚れは水拭き等で除去する。植込内のごみも処理すること。
 - (イ) 植木への散水、除草を必要に応じて適宜行うこと。
 - (ウ) 排水溝の清掃を行うとともに、排水柵の清掃を適宜行うこと。
- ⑧ ごみ処理作業
- (ア) 各室のごみは毎日回収し、所定の場所で処理すること。
 - (イ) 湯沸室の茶ガラを処理し、掃除用流し室の不燃物を処理すること。
- ⑨ その他
- (ア) 雨天時には玄関、地下駐車場出入口等の床の濡れた部分を乾いたモップでよく拭く。
 - (イ) 共用区域は、巡回清掃によりごみ、ほこり、汚れを除去し、清潔かつ衛生的な環境を維持すること。特に、通行量の多い場所は重点的に巡回清掃を行うこと。
- (2) 定期清掃（月、年を単位に、清掃作業基準表No.4、No.5に従って清掃すること。）
- ① ホール、コーナー、廊下、前室、階段、湯沸室、エレベーター、各集会室等
- (ア) じゅうたん及びカーペットを除く床は、床材に適した薬剤で、表面洗浄、洗浄ワックス、剥離清掃等を実施する。
 - (イ) じゅうたん及びカーペットは生地を傷めないように、材質に合った方法でシャンプークリーニングを実施する。
- ② 便所

- (ア) 床は、ごみやほこりを除去した後に、殺菌剤入洗剤を用いて洗浄する。
- (イ) 壁面は、殺菌剤入洗剤を用いて洗浄し、よく拭き取る。
- (ウ) 高所のほこりを払い、換気口の清掃を行う。
- (エ) パイプ等の金属部分は空拭きし、汚れは専用クリーナーで除去する。

③ 湯沸室

- (ア) 壁面と高所のほこりを払う。
- (イ) 流し台は、洗剤を用いて洗浄し、水分をよく拭き取る。
- (ウ) ステンレスは空拭きし、汚れは洗剤で除去し乾いた布でよく拭く。

④ 駐車場

床や排水溝のごみや土砂を取り除くとともに、水等により洗浄する。

⑤ 窓ガラス

専用洗剤でガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクイジーで拭き取る。

⑥ モニュメント、案内板

ほこりや汚れを材質に合った方法により除去する。

⑦ ブラインド、アネモ、灯具

汚れは洗剤で除去し乾いた布でよく拭く。

4 委託業務実施時間

原則として次のとおりとする。ただし、目的遂行上及び甲の執務の都合上変更する場合がある。

(1) 日常清掃

① 午前作業（9時までにを行う。）

32 集会室、35 集会室、フィットネスルーム、団体活動室等

② 午前～午後（9時～17時までにを行う。）

ホール、コーナー、廊下、前室、風除室、集会室、相談室、印刷室、館長室、玄関ドア、エレベーター等、階段、便所、湯沸場、展示コーナー、庁舎（施設）周辺、ゴミ箱、灰皿、細部については、甲の指示又は甲と協議するものとする。

(2) 定期清掃

定期清掃は、いずれも休館日に実施するものとするが、その日時については、事前に甲と協議し決定するものとする。

5 この仕様書は、目的を遂行するための基本的事項を定めたものであり、本仕様書に記載されていない作業であっても、目的遂行上、甲が必要と認めた作業を乙は契約金額の範囲内で実施するものとする。

6 乙は、委託業務の実施に当たって、甲に実施計画書を提出するものとし、業務の完了後は、完了報告書を甲に提出するものとする。

葵生涯学習センター・女性会館複合施設 清掃作業基準表

(表内数字は期間中実施回数を示す)

NO. 5

作業内容		定期清掃									
材 質 等		作業面積等	表面洗淨	洗淨ワックス	シャンブレークリーニング	掃き	(洗剤使用)	(洗剤使用)	はく離清掃	ごみ除去清掃	排水溝清掃
フィットネスルーム 食堂 更衣室 収納庫	フローリング ボード	309.62㎡		5							
図書コーナー 展示コーナー ギャラリー サロン他	タイルカーペット	962.94㎡			2						
調整室、同時通訳 室親子室	タイルカーペット	66.81㎡			2						
こども室 授乳室	コルクタイル	72.26㎡		5							
玄関ドア		4枚									
エレベーター		2基									
展示コーナー	ガラス	10.0㎡									
交流コーナー 他	椅子 テーブル	120脚 40脚									
図書コーナー	書 架	6台									
施設周辺	車路・自転車置 場・植込みを含 む	1,320.6㎡									
ゴミ箱・灰皿		設置箇所									
駐車場	コンクリート	1,223.4㎡	2								
ガラス	スクイジー使用	1 F以上 353.87㎡ 2 F以上 731.57㎡	2								
モニュメント案内 板		一式	1								
ブラインド		769.0㎡					1				
アネモ		75ヶ所					1				
灯 具		282ヶ所					1				

作業内容		日常清掃								
		作業面積等	掃き	拭き	吸塵	洗い	補充	ごみ除去清掃	排水溝	ごみ処理
材質等										
ホール、前室 風除室、廊下 踏込、ラウンジ ロビー	みかげ石	473.88 m ²	1	1						
	タイルカーペット	798.31 m ²			1			1		
	ビニルタイル	12.54 m ²	1	1						
	塩ビシート	16.89 m ²	1							
	磁器質タイル	10.61 m ²								
	桧縁甲板張	94.2 m ²	1							
階段	タイルカーペット	135.83 m ²			1			1		
	塩ビシート	141.4 m ²	1							
	手すり	160.0 m		1						
便所 (14カ所)	みかげ石	250.77 m ²	1	1						
	塩ビシート	71.46 m ²	1	1						
	角タイル	33.74 m ²	1	1						
	便器	65 個				1				
	洗面台	32 台				1				
	鏡	14 箇所				1				
	ペーパー水石鹸	24 箇所					1			
	汚物入れ	29 箇所				1				
集会室	タイルカーペット	328.29 m ²			1					
	ビニルタイル	462.01 m ²	1							
	フローリング	325.53 m ²	1							
	コルクタイル	139.51 m ²	1							
	畳	137.05 m ²	1	1						
	じゅうたん	56.48 m ²				1				

作業内容		日常清掃									
		作業面積等	掃き	拭き	吸塵	洗い	補充	ごみ除去清掃	排水溝	ごみ処理	
材質等											
湯沸場	ビニルタイル	34.79 m ²	1								
	流し台	8 か所		1							
印刷室 相談室等	タイルカーペット	176.69 m ²			1						
	じゅうたん	16.37 m ²			1						
	ビニルタイル	21.17 m ²	1	1							
事務室、印刷室 更衣室、サクル室 監視室	ビニルタイル	179.12 m ²									
フィットネスルーム 食工房、更衣室 収納庫	フローリングボード	309.62 m ²									
図書コーナー 展示コーナー ギャラリー・サロン 他	タイルカーペット	962.94 m ²			1			1			
調整室、親子室 同時通訳室	タイルカーペット	66.81 m ²									
こども室 調乳室	コルクタイル	72.26 m ²	1	1							
玄関ドア		4 枚		1							
エレベーター		2 基	1	1	1						

(13)建築物環境衛生管理 業務仕様書

1 目的

この仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則に基づき、静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設の環境衛生を維持確保することを目的とする。

2 管理すべき特定建築物の概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 所在 | 静岡市葵区東草深町3番18号 |
| (2) 名称 | 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設 |
| (3) 用途 | 集会場 |
| (4) 延床面積 | 7,753.48 m ² |
| (5) 空気環境の調整方法 | 中央管理方式 |

3 業務内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者の選任

乙は、静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設の建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任し、管理業務を行おうとする者は、厚生大臣が交付する建築物環境衛生管理技術者免許状の写し、建築物環境衛生管理技術者の履歴書を甲に提出して承認を受けた後、実施しなければならない。

① 管理業務の内容

管理技術者は非常勤とし、次の業務を行う。

- ア 法に基づき維持管理業務計画を立案し、及び全体的な監督を行うこと。
- イ 環境衛生上の維持管理に関する測定、検査及び調査の実施並びにその結果の評価を行うこと。
- ウ 官庁に対する特定建築物等についての届出書類の提出等の代理行為を行うこと。
- エ 環境衛生監視員等の立入検査等に際しての立会い。
- オ その他法に定める管理技術者の業務を実施すること。

② 意見及び報告の義務

- ア 管理技術者は、前記・イの測定等の業務結果を甲の定める様式によって月報を作成し、報告提出するものとする。
- イ 管理技術者は、当該建物の維持管理の中で環境衛生上必要があると認める業務があるときは、甲に対し意見を述べるものとする。

(2) 空気環境の測定

① 測定項目

- | | |
|-----------|------------|
| ア 浮遊粉じんの量 | イ 一酸化炭素含有率 |
| ウ 炭酸ガス含有率 | エ 温度 |
| オ 相対湿度 | カ 気流 |

② 測定ポイントの設定

ア 測定は、地下1階から4階の部分とし、11ポイントとする。

③ 実施回数

ア 委託期間中6回実施するものとする。

イ 各ポイントの測定回数は、下記のとおりとする。

(ア) 始業時から中間時までの適切な時間 1回

(イ) 中間時から終業前までの適切な時間 1回

(3) 飲料水水質検査

① 省略不可能項目（11項目）及び消毒副生成物項目（16項目）

	消毒副生成物項目	測定時期
1	クロロホルム	9月中に1回行う
2	ジブロモクロロメタン	
3	ブロモジクロロメタン	
4	ブロモホルム	
5	総トリハロメタン	
6	クロロ酢酸	
7	ジクロロ酢酸	
8	臭素酸	
9	トリクロロ酢酸	
10	ホルムアルデヒド	
11	シアン化物イオン及び塩化シアン	
12	塩素酸	

② 省略不可能項目（11項目）、重金属（4項目）及び蒸発残留物（1項目）

翌年3月に1回実施

	省力不可項目（11項目）、重金属（4項目）及び蒸発残留物（1項目）	数 量
1	色度	管末給水水栓1ヶ所
2	濁度	
3	臭気	
4	味	
5	PH値	
6	塩化物イオン	
7	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
8	有機物等	
9	鉛 ※	
10	亜鉛 ※	

1 1	鉄 ※	管末給水水栓 1ヶ所
1 2	銅 ※	
1 3	蒸発残留物 ※	
1 4	一般細菌	
1 5	大腸菌群	
1 6	総トリハロメタン等 5項目	

(注) 上記検査の結果、飲料適と判定された場合、次回の検査は重金属(※)の項目を省略した検査(1 1項目)に変えることができる。

(4) 害虫防除

- ① ねずみ・ゴキブリ・ダニ・蚊等の衛生害虫の発生を防止するため、手段、方法薬剤を選定し、館内全体について実施すること。
- ② 防除作業の回数
委託期間中 2回、統括的かつ、計画的に行うこと。

(5) 貯水槽清掃・消毒点検

- ① 委託期間中 1回実施するものとする。

(6) 汚水槽清掃

- ① 清掃施設及び実施回数
汚水槽 10 m³ 委託期間中 2回
- ② 清掃作業の方法
ア 底部堆積物を完全に除去する。
イ 槽内機器に付着した汚物を完全に清掃する。

(7) 簡易水道管理状況検査

- ① 委託期間中 1回実施するものとする。
- ② 乙は検査終了後、検査結果を甲に報告するものとする。

(8) 害虫生息状況巡回点検

- ① ねずみ・ゴキブリ・ダニ・蚊等の衛生害虫の発生を防止するため、月 1回、館内全体について生息状況を巡回点検すること。

4 その他

- (1) この委託業務に使用する機材等は、受託者の負担とする。
- (2) 乙は、委託業務の実施にあたって、甲に作業予定表を提出するものとする。
- (3) この契約書及び仕様書に記載のない事項については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則に基づき実施し、疑義が生じた場合は甲、乙協議して定めるものとする。

(14) 樹木等 管理業務仕様書

1 業務名 葵生涯学習センター・女性会館複合施設樹木等管理業務

2 業務場所

静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設（アイセル21）

静岡市葵区東草深町3番18号

3 業務期間

年4月1日 から 年3月31日まで（期間中1回実施）

4 業務内容

敷地内の樹木等の剪定業務等の実施

アイセル21

① 大刈込工（1.2m未満）		327 m ²
② 生垣刈込工（1.2m以上2.5m未満）		102m
③ 樹木手入工（常緑樹・容易・幹周 15～30cm）		37 本
" （常緑樹・容易・幹周 30～40cm）		3 本
" （常緑樹・容易・幹周 40～60cm）		24 本
" （常緑樹・容易・幹周 60～80cm）		6 本
" （常緑樹・容易・幹周 80～160cm）		4 本
" （落葉樹・容易・幹周 15～30cm）		3 本
" （落葉樹・容易・幹周 30～40cm）		3 本
" （落葉樹・容易・幹周 40～60cm）		1 本
" （落葉樹・容易・幹周 60～80cm）		1 本
" （落葉樹・容易・幹周 80～160cm）		2 本
" 針葉樹		1 式
④ 薬剤散布工		1 式
夏期薬剤散布（A）	7500	
夏期薬剤散布（B）	7500	
⑤ 肥料		1 式

屋上庭園

① 笹刈込工		10 m ²
② 除草工（抜根）		50 m ²
③ 樹木手入工（常緑樹・容易・幹周 15cm未満）		6 本
" （常緑樹・容易・幹周 15～40cm）		2 本
" （常緑樹・容易・幹周 40～60cm）		4 本
" （落葉樹・容易・幹周 15cm未満）		2 本
" （落葉樹・容易・幹周 15～30cm）		1 本
" （落葉樹・容易・幹周 40～60cm）		1 本
" （落葉樹・容易・幹周 60～80cm）		1 本
" 針葉樹・容易・幹周 20～40cm）		3 本
④ 薬剤散布工		1 式
夏期薬剤散布（A）	500	
夏期薬剤散布（B）	500	
⑤ 作業発生屑処理（全体）		
運搬処分費		1 式

(15) 警備 業務仕様書

1 警備対象物件

静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設
静岡市葵区東草深町3番18号

2 委託期間

年4月1日から 年3月31日まで

3 業務内容

各業務の業務提供条件は別紙による。

	防犯警備及び 緊急対処	火災異常通報業務 及び緊急対処	設備異常通報業務 及び緊急対処
葵生涯学習センター・ 女性会館複合施設	○	○	

4 警備の方法

機械等設備を設定し警備等を行うこと。(図面及び設置機器明細は指定管理者になった者のみに公表する。)

5 警備時間

午後9時45分から翌日午前8時30分まで。

ただし、各号に該当する場合はそれぞれ各号の定めるところによる。

(1) 休館日の場合は、午前8時30分から翌日午前8時30分まで。

(2) 年末年始は12月27日午後9時45分から翌年1月5日午前8時30分まで。

(3) その他、葵生涯学習センター・女性会館が指示する時間。

静岡市女性会館受付業務仕様書

1 業務の概要

- (1) 女性会館の施設利用許可申請の受付に係る業務、利用許可に関する問い合わせ等への対応
- (2) 女性会館の施設及び設備の利用者への指導に関する業務
- (3) 女性会館の施設利用案内等に関する業務（電話対応を含む）

2 業務の場所

葵生涯学習センター・女性会館複合施設

静岡市葵区東草深町3-18

3 業務の実施日

令和4年4月1日から令和9年3月31日までのうち、静岡市女性会館及び葵生涯学習センターが開館する日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 留意事項

- (1) 女性会館の施設利用許可申請の受付に係る業務については、静岡市女性会館及び葵生涯学習センターの複合施設として一体的に行うようにすること。
- (2) 業務の詳細については、利用者の利便性確保を第一に、円滑に業務が遂行されるよう留意し、必要に応じて共通マニュアル等の作成を行うこと。

5 その他

委託業務の遂行上、この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、お互い協議の上処理するものとする。